

武蔵野市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和7年6月6日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例

武蔵野市子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年9月武蔵野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「子どもを養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>子ども（児童を除く。）が何人からも監護されておらず、武蔵野市（以下「市」という。）が必要と認める場合の当該子ども本人</u></p> <p>4及び5 (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「子どもを養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>武蔵野市（以下「市」という。）が子ども（児童を除く。）本人を対象者とすることが適当であると認める場合には、当該子ども本人</u></p> <p>4及び5 (略)</p>	<p>号の改正</p>
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、<u>子どもを養育している者であって、その者が養育する子ども（市の区域内に住所を有する者に限る。）の</u>疾病又は負傷について、国民</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、<u>市の区域内に住所を有する子ども（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令</u>（以下「社会保険各法」とい</p>	<p>字句の改正</p>

健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるものとする。

2 （略）

（助成の範囲）

第5条 市は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって子どもに係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額に相当する額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）

う。）の規定によりその者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われる者に限る。）を養育している者とする。

2 （略）

（助成の範囲）

第5条 市は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって子どもに係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）を除く。）を助成す

字句の改正

字句の削除
字句の削除

<p>を除く。)を助成する。</p> <p>2 前項の規定による助成は、他の<u>法令</u>によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。</p> <p>(医療費の助成)</p> <p>第6条 子どもに係る医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「病院等」という。)に対して、<u>医療証を提示し、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うこと</u>によって行う。</p> <p>2 (略)</p>	<p>る。</p> <p>2 前項の規定による助成は、他の<u>法令等</u>によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。</p> <p>(医療費の助成)</p> <p>第6条 子どもに係る医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「病院等」という。)に対して、<u>養育する子どもの医療証又は個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)</u>を提示することにより<u>当該助成を受ける資格があることの確認を受け、当該子どもが診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うこと</u>によって行う。</p> <p>2 (略)</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
---	--	---------------------------

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

個人番号カードによる資格確認の導入に伴うほか、所要の改正をするものである。